

増値税改革の全面的な推進に関する政策が発表 ～企業の税負担軽減を図る

中国投資銀行部
中国調査室

メインピックス 2

増値税改革の全面的な推進に関する政策が発表～企業の税負担軽減を図る..... 2

- 財政部と国家税務総局は3月24日、「営業税から増値税に移行する税制改革の試行を全面的に推進する通知」および実施細則である四つの関連文書を発表し、2016年5月1日より建築業、不動産業、金融業、生活サービス業のすべての営業税納税者を対象に課税税目を営業税から増値税に改定することを明らかにした。
- 3月18日の国务院常务会议で、「营改増」の試行を全面的に推進する方案が採択され、4業種の税率は建築と不動産がそれぞれ11%、金融と生活サービスがそれぞれ6%に設定された。いずれの業種も営業税より増値税における税率が高くなるものの、仕入税額を控除できる項目や免税項目などを設け、全体的には税負担の軽減を図った。「营改増」などの減税や費用削減により、今年度の企業の税負担は5,000億元以上軽減されると見込まれている。

稲垣清の経済・産業情報 9

日系企業の中国進出の現状 9

- 昨今、中国経済の減速と日本の対中投資の減少が大きな話題となっている。対中投資の時代から、中国資本による日本企業の買収が主流、との指摘もある。
- 2016年2月に出版された『21世紀中国総研編『中国進出企業一覧』は、日本の上場企業1,680社の中国国内における現地法人6,254社(事業所—合弁・合作・独資、香港を含む)を収録している。掲載社数は集計の方法が毎年異なることから、必ずしも、対中投資の推移を示す統計資料となっていない。しかし、進出企業の個別情報と業種別および地域別進出の傾向を分析できる。以下、最新版をもとに、日系企業の業種別内訳、進出企業本社の都道府県別内訳、および、対中進出地方別内訳などの特徴を分析してみる。

BTMUの中国調査レポート(2016年3月) 11

メインピックス

増値税改革の全面的な推進に関する政策が発表～企業の税負担軽減を図る

財政部と国家税務総局は3月24日、「営業税から増値税に移行する税制改革(以下、「営改増」)の試行を全面的に推進する通知」(以下は「通知」)および実施細則である四つの関連文書を発表し、2016年5月1日より建築業、不動産業、金融業、生活サービス業のすべての営業税納税者を対象に課税税目を営業税から増値税に改定することを明らかにした。

国務院の李克強総理が3月5日に行われた政府活動報告で、「営改増」を全面的に実施し、5月1日より試行範囲を建築業、不動産業、金融業、生活サービスの4業種へ拡大し、すべての業種に対し、企業の税負担が増加しないことを確約した。続いて、3月18日の国務院常務会議で、「営改増」の試行を全面的に推進する方案が採択され、4業種の税率は建築と不動産がそれぞれ11%、金融と生活サービスがそれぞれ6%に設定された。いずれの業種も営業税より増値税では税率が高くなるものの、仕入税額を控除できる項目や免税項目などを設け、全体的には税負担の軽減を図った。「営改増」などの減税や費用削減により、今年度の企業の税負担は総額で5,000億元以上軽減されると見込まれている。

I. 現行租税の種類と特徴

現在、中国の税制は流通課税が中心となっており、流通課税には増値税、消費税、営業税および関税がある。営業税は、中国域内で特定の労務提供、無形資産の譲渡または不動産の販売を行う組織単位および個人に対して、取得する売上または利益を課税対象とする税である。現在七つの分野を課税対象としており、税率は、建築業と文化体育業が3%、金融保険業、サービス業、無形資産の譲渡、不動産の販売が5%、娯楽業が5%～20%の3段階に分けられている(図表1)。

【図表1】営業税の税目と税率		
税目	課税範囲	税率
建築業	建築、据付、修繕、装飾およびその他の工事作業	3%
金融保険業	金融、保険	5%
文化体育業	文化業、体育業	3%
娯楽業	バー、KTVなど	20%
	ボーリング、ビリヤード	5%
サービス業	代理業、旅館業、飲食業、観光業など	5%
無形資産の譲渡	無形資産の所有権または使用権の譲渡	5%
不動産の販売	建築物およびその他の土地付属物の販売	5%

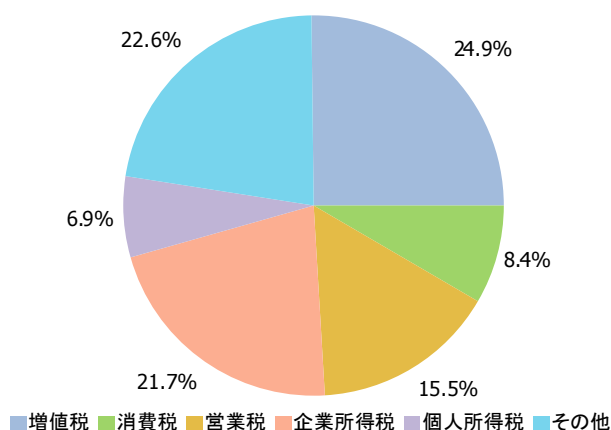
(出所)公開資料を基に当行中国調査室作成

増値税は、物品の販売(輸入を含む)、加工および修理修繕等の労務の提供を行う場合に課税される。増値税の税額は当期の売上にかかる増値税の税額から、当期の仕入にかかる増値税の税額を控除して算出する。

税額計算について、増値税は物品生産、販売、労務サービスにおける付加価値を課税対象とし、外税方式を採用している。すなわち、実質的には消費者が増値税を負担するもので、純増価値または付加価値があれば課税され、売上金額と税額は明確に区分されている。これに対し営業税は内税であり、税額は販売価格に含まれているが、会計上は売上高の控除項目として処理され、仕入税額の控除はない(図表4)。

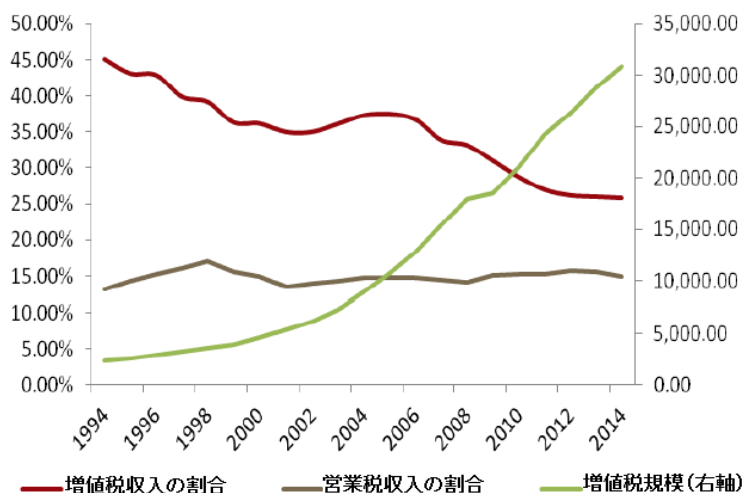
税収収入の面からみれば、増値税は中国最大の税目である(図表2)。増値税による税収収入は1994年の税制改革後20年間で急増し、1994年の2,308.34億元から2015年の31,109億元まで拡大したが、その他の税目の課税規模の上昇を受け、税収収入全体に占める割合は1994年の45.0%から2015年の24.9%に低下した(図表3)。しかし、今後は営業税から増値税への改定により、増値税収入の割合が再び上昇していくと見込まれる。

【図表2】2015年全国税収収入構成



(出所)Windデータを基に当行中国調査室作成

【図表3】増値税収入規模と割合の推移



(出所)Wind

【図表4】増値税と営業税の比較

	増値税	営業税
課税範囲	第二次産業(建築業を除く)および第三次産業のうち、商品卸売と小売、加工、修理修繕業	増値税以外の業種、建築業、金融保険業、文化体育業、娯楽業、サービス業、無形資産の譲渡、不動産の販売が含まれる
価格との関係	外税	内税
税額計算ベース	増値額すなわち当期売上税額から当期仕入税額を控除した差額	売上高
税率	一般納税者に対しては、基本税率(17%)と低減税率(13%、11%、6%)の4段階 小規模納税者に対しては、一律3%	建築業と文化体育業には3% 金融保険業、サービス業、無形資産の譲渡、不動産の販売には5% 娯楽業には5%~20%
税額算式	一般納税者の税額=売上増値税額-仕入増値税額 売上増値税額=[売上高/(1+税率)]×税率 小規模納税者の税額=[売上高/(1+税率)]×税率	売上高×税率
中央と地方の 税収配分	75%が中央政府、25%が地方政府	鉄道部、銀行本店、保険会社本社が納付する営業税は中央政府に、その他は地方政府に配分される
国際慣例	商品とサービスに対して増値税を徴収	生産段階で営業税を徴収するが、卸売小売段階では徴収しない

(出所)公開資料を基に当行中国調査室作成

II. 税制改革の背景と意義

税制改正の経緯

中国では1979年に増値税を導入、1984年に営業税を設立した。1994年の中央と地方との分税制改革を通じて、増値税と営業税の両税並存という貨物と労務税の税制構造を確立した。1994年の税制改革において、増値税の課税範囲がすべての物品および加工・修理修繕の労務に拡大、その他の労務、無形資産と不動産に対して営業税を課税することにより、現行の税制制度が確立した。

増値税の課税範囲は建築業を除く第二次産業をカバーすることとなったが、第三次産業の大半の業種は依然として営業税が課税される。一方、市場経済の発展に伴い、新たな経済形態が次々現れ、商品とサービスの区別がますますあいまいになり、サービス業に対して営業税を徴収するマイナス効果が顕在化している。つ

まり、営業税はサービス業の税負担が高く、二重課税となることが専門化された分業に不利であることから、「営改増」は税制改革の必然的な流れであるとみられる。

中国の「営改増」は三つの段階に分けられる。①一部の業種と地域で試行。ここでは上海が初の試行都市として2012年1月1日より交通運輸業と一部現代サービス業で実施された。②一部の業種を選定し、全国範囲で試行。2012年8月より試行範囲を北京市、天津市、江蘇省、浙江省、安徽省、福建省、湖北省、広東省など8省・直轄市へ拡大。さらに、2013年8月1日より全国範囲へ拡大された。また、2014年1月1日より鉄道運輸と郵便サービス業を試行対象に、2014年6月1日より電信業を試行対象に組み入れた。③2016年5月1日より全国範囲で「営改増」を実施し、現行の営業税が課される業種をすべて増値税の課税に変更(図表5)。

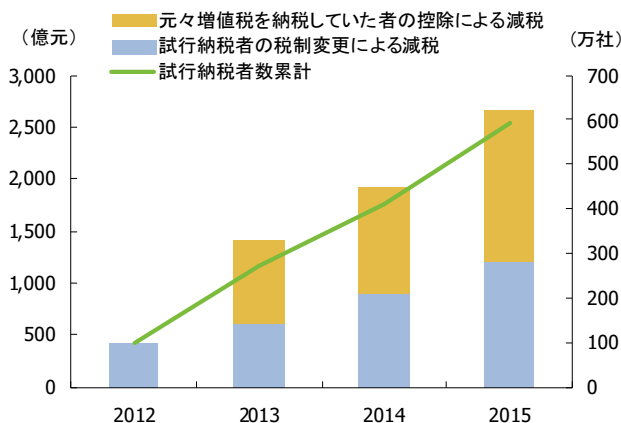
【図表5】「営改増」の推進プロセス	
開始日	試行範囲
2012.1.1	上海市の交通運輸業と一部現代サービス業で増値税改革の試行を実施
2012.7.31	交通運輸業と一部現代サービス業における「営改増」の試行範囲を上海市から北京市など8省・直轄市へ拡大
2013.8.1	全国範囲で交通運輸業と一部現代サービス業の「営改増」を試行、放送・映画・テレビサービス業を試行対象に
2014.1.1	全国範囲で鉄道運輸と郵便サービス業の「営改増」を試行
2014.6.1	電信業を「営改増」の試行対象に
2016.5.1	建築業、不動産業、金融業、生活サービス業を試行対象に

(出所)公開資料を基に当行中国調査室作成

2016年3月5日、第12期全国人民代表大会第4回全体会議の開幕式で、国務院の李克強総理は政府活動報告を行い、今年中に「営改増」を全面的に実施し、5月1日より試行範囲を建築業、不動産業、金融サービス・保険業、生活サービスなど4業種へ拡大し、すべての業種に対し、不動産の新規購入時に発生する増値税を控除対象として、企業の税負担が増加しないようにすると明らかにした。これまで4年間にわたり実施されてきた営業税から増値税への税制改革は、「第13次五ヵ年計画」の初めの年である2016年に全面的に完了し、中国で20年間余り実行されてきた営業税は歴史の舞台から退くこととなる。

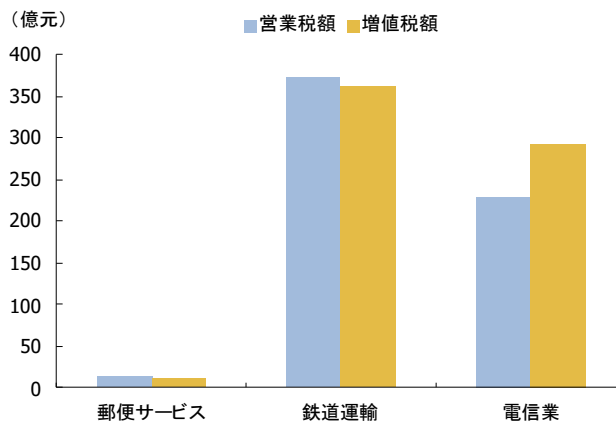
増値税税率について、一般納税者に対しては17%、13%、11%、6%の4段階が適用されているが、2016年5月の改革において、建築業と不動産業は11%、金融業と生活サービス業は6%の税率が適用されると規定された(図表6)。

【図表7】2012-2015年の営改増減税状況



(出所)国家税務総局の統計を基に当行中国調査室作成

【図表8】2014年営改増前後の税負担



減税効果が顕著

国家税務総局の統計によると、2014年通年で、95%以上の試行納税者が税制変更により税負担が低下し、「営改増」による減税額は898億元、従前の制度における増値税納税者に対する仕入増値税額の控除による減税額は1,020億元、合計減税額は1,918億元となった。2015年末時点、全国での試行納税者は592万社（うち一般納税者113万社、小規模納税者479万社）、累計減税額は6,412億元となり、うち税制変更による減税額は3,133億元、仕入控除による減税額は3,279億元となった。従前の制度における増値税納税者は製造業に集中し、控除項目の増加により、全体の減税規模は「営改増」の試行納税者より大きくなった（図表7）。「営改増」の導入により、2016年の減税規模は年間で5,000億元に達する見通しである。

業種別にみると、2014年末時点、鉄道運輸、郵便業、電信業の3業種で納税対象となる法人・個人の数はそれぞれ1,477社、4,698社、20,658社、このうち、鉄道運輸と郵便業は増値税への改定税額がそれぞれ363億元と11億元となり、営業税と比べて、減税額はそれぞれ8億元と4億元となった。電信業は2014年6月から増値税改革を行い、2014年6～12月の増値税への改定税額は294億元となり、営業税に比べ64億元増税された。電信業に対しては、改革前のインフラ投入額が大きいのに控除できないことが税負担増の主因だと言われているが、長期的には税負担の軽減が予測される（図表8）。

財政部税政司の関係者によると、今回新たな「営改増」の対象となる4業種の納税者（法人・個人）の数は1,000万近くあり、先行して増値税が導入された業界での対象者数の1.7倍に相当するもので、営業税の年間納税額は2015年の全国の営業税総収入（1兆9,000億元）の81.7%を占めた。

本来の改革スケジュールでは、「第12次五ヵ年計画」期間中に「営改増」を完了させる目標であったが、上記4業種の納税者数は非常に多く、業務形態が複雑で、組織構成が大きく、雑然としている。このうち、金融業と不動産業の「営改増」は世界的にも難しい問題である。それに、昨年の財政収入も好調ではなかったため、残りの4業種における「営改増」は2015年に推進できなかった。

【図表6】業種別の営改増前後の税率と改革公布日

税目	分類	具体項目	営業税税率	営改増公布日	増値税税率	
サービスの提供	交通運輸サービス	陸上運輸、水上運輸、航空運輸、パイプ運輸サービス	3%	2012.1	11%	
		鉄道運輸サービス	3%	2014.1	11%	
	郵便サービス	一般郵便、特殊郵便、その他の郵便サービス	3%	2014.1	11%	
	電信サービス	基礎電信サービス	3%	2014.6	11%	
		付加価値電信サービス	3%	2014.6	6%	
	建築サービス	工事、据付、修繕、装飾、その他の建築サービス	3%	2016.5	11%	
	金融サービス	貸付、直接チャージ金融、保険、金融商品の譲渡	5%	2016.5	6%	
	現代サービス	サービスの提供	研究開発および技術、情報技術、文化クリエイティブ、物流補助、リース、検証・コンサルティングサービス	5%	2012.1	6%
			積降運送サービス	3%	2012.1	6%
		有形資産リース	有形資産リース	5%	2012.1	17%
			放送・映画・テレビサービス	5%	2013.8	6%
			番組（作品）の放映サービス	3%	2013.8	6%
			ビジネスサポートサービス	5%	2016.5	6%
			不動産リース	5%	2016.5	11%
	生活サービス	文化体育、教育医療、観光娯楽、飲食宿泊、住民日常サービスおよびその他の生活サービス	3%、5%、5%-20%	2016.5	6%	
無形資産の販売	無形資産の販売	商標権、著作権、のれん	5%	2012.1	6%	
		無形資産の使用権	5%	2016.5	6%	
		土地資源使用権	5%	2016.5	11%	
不動産の販売	不動産の販売	建築物、構築物など	5%	2016.5	11%	

（出所）公開資料を基に当行中国調査室作成

Ⅲ. 不動産業界への恩恵が大きい

今回発表された「通知」には、試行実施弁法、試行関連事項、過渡的政策、増値税ゼロ税率および免税政策の適用など四つの付属文書が含まれる。以下では不動産に関する重要な内容について説明する。

① 新規購入の不動産を控除対象に

「通知」の付属文書2、「営業税から増値税への徴収改定試行の関連事項に関する規定」によると、一般課税方式を適用する納税者が2016年5月1日以降に取得し、かつ会計上、固定資産として計上する不動産、または2016年5月1日以降に取得した不動産にかかる建設中の工事は、取得した日から2年間にわたり、その仕入税額を売上税額から控除することができ、1年目は仕入税額の60%、2年目は40%分の優遇税制とした。

仕入にかかる増値税額＝固定資産、無形資産、不動産の帳簿価額/(1+適用税率)×適用税率

2009年に機械設備の購入を増値税の控除対象に加えたことに続き、今回はさらに不動産を控除対象に組み入れ、製造業や商業など従前の制度における増値税納税者であれ、「營改増」試行により増値税を納税することになった者であれ、いずれも2年間にわたり仕入税額の控除を受けられる。ただし、不動産開発企業が自ら開発する不動産プロジェクト、およびファイナンスリースを受けた不動産には適用されない。

関係筋によれば、新規不動産の控除による減税規模は今回の減税規模全体の約60%を占めることから、減税規模は3,000億元を超えることになる。2年間の優遇税制も市場予想を上回り、企業減税に対する政府の決意が示された。減税効果のほか、企業の不動産投資を促進することから、商業不動産や産業不動産が恩恵を受け、不動産市場の在庫解消に有効であるとみられる。

② 「旧プロジェクト」に対する経過措置、土地コストの控除を明記

不動産や建築業の「旧プロジェクト」とは、「建築プロジェクト工事許可証」に明記された起工日が2016年4月30日以前であるプロジェクトを指す。一般納税者である不動産企業が自ら開発した「旧プロジェクト」の不動産を販売する場合、簡易課税方式を適用し、5%の徴収率によって税額を計算することができる。また、一般納税者が建築工事の「旧プロジェクト」に提供する建築サービスは、簡易課税方式を適用し、3%の徴収率によって税額を計算する。営業税の税率を継続したことから、企業の税負担はほぼ変わらないことを意味する。

また、不動産企業コストの約30%～50%を占める土地コストの控除について、これまで市場から高い関心が集まっていたが、今回の細則では、土地を譲渡した際、政府部門に支払った土地代金を控除した後の残額を売上額とすると規定している。

例えば、不動産ディベロッパーが1億元で土地を購入し、住宅建設が完了した後、3億元の販売額を取得したとすれば、売上額を2億元とする。この改正により、土地譲渡金分の増値税領収書がないために仕入れ税額を控除できない問題が解決された。

③ 中古住宅取引の営業税税率を継続

「通知」の付属文書3、「営業税から増値税への徴収改定試行の過渡的政策に関する規定」によると、個人が購入から2年未満の住宅の売買にかかる増値税額は5%とし、購入から2年以上経った住宅については増値税を免除するとしている。上記政策は北京、上海、広州と深セン(「北上広深」)以外の地区に適用する。「北上広深」に対しては、購入から2年以上経った非普通住宅¹の売買にかかる増値税について、販売額から住宅購入原価を差し引いた差額に対して5%の徴収率が適用されるが、普通住宅については増値税を免除する。

営業税の税率5%をそのまま引き継いだものの、増値税は外税方式であるため、同じ税率の下、中古住宅の取引コストは営業税よりやや低くなる(図表9)。税制改革による住宅市場への影響を抑える狙いがあるとみら

¹ 非普通住宅の基準とは、①住宅容積率が1.0以下、②床面積が140平米以上、③実際の成約価格が同地域の市場指導価格の1.2倍を上回る、の中の一つを満たすこと。地域別で異なるが、北京では単価に対しても規制がある。

れる。

例えば、①北京で購入から2年未満の住宅を販売する場合、仮に成約価格が300万元とすると、「營改増」以前は、營業稅額=300万元×5%=15万元。「營改増」後は、增值稅額=300万元/(1+5%)×5%=14.2857万元。比較すると、稅負擔が7,143元(15万元-14.2857万元)減少し、やや輕減される。

②2年以上の普通住宅の売買について、「營改増」実施前も実施後も、いずれも免除となるため変更なし。

③一線都市で2年以上の非普通住宅を販売する場合、仮に成約価格と原価の差が200万元とすると、「營改増」以前は、營業稅額=200万元×5%=10万元。「營改増」後は、增值稅額=200万元/(1+5%)×5%=9.5238万元。比較すると、稅負擔が4,762元(10万元-9.5238万元)減少し、こちらもやや輕減される。

【図表9】營改増前後の中古住宅取引稅費の対比

都市	住宅屬性	營改増前(營業稅)	營改増後(增值稅)
一線都市(北京、上海、 広州、深セン)	購入から2年以上	普通住宅	免除
		非普通住宅	(販売額-購入原価)×5%
	購入から2年未満	販売額×5%	[(販売額-購入原価)/(1+5%)]×5%
非一線都市	購入から2年以上	普通住宅	免除
		非普通住宅	免除
	購入から2年未満	販売額×5%	[販売額/(1+5%)]×5%

(出所)公開資料を基に当行中国調査室作成

IV. 增值稅制をさらに整備へ

經濟發展に原動力を与える

增值稅改革の全面的な推進は、財稅体制改革および供給側の構造的改革における重要な措置だけでなく、減稅によって經濟發展に与えられる原動力が最も重視されている。今回の改革のタイミングは、中国經濟の安定成長と構造轉換の重要な時期にあり、とりわけ「すべての業種で稅負擔の輕減を行い、増稅はしない」という政府方針は、より積極的な財政政策下において減稅政策を徹底することを示したほか、企業の運営コストの輕減にも重要な意義を有すると考えられる。

增值稅の導入を通じて、まず、二重・多重課稅問題を解決でき、さらに輸出稅金還付の制度を整備することにより、企業の稅收コストを輕減させ、發展力の向上を図る。続いて、第三次産業、とりわけ現代サービス業の發展を後押しし、産業構造の最適化を促進する。最後に、增值稅の控除範囲と控除額の増加に伴い、業界の公平な發展を促進することが期待される。

中央と地方財政の關係

財政部の樓繼偉部長は3月20日、中国發展ハイレベルフォーラム2016年総会で、現在全面的な試行というのは、改革において依然として経過措置が多数あるわけであり、完備された增值稅制の確立まではなお距離があると表明した。今後、增值稅法案を策定し、全国人民代表大會の承認を経た以降、營業稅を廃止するという。

營業稅から增值稅への改革は中央と地方の財政收入に大きな影響をもたらす。地方にとって、最も中心であった財源の營業稅がなくなり、代わりとなる增值稅は中央と地方の共用收入となる(75%:25%)。変更後、中央と地方收入はいずれも減少するが、中央收入に比べ、地方收入の減少幅がより大きい。地方政府の收入減少を解決するため、現在の中央と地方の全体の財源配分を維持したうえで、共用方式と比率を見直すことが考えられる。今年の政府活動報告では、增值稅の共用比率を合理的に策定すると明らかにしたが、地方の共用比率を適宜引き上げてほしいとの要望がある。

企業稅負擔の輕減

「營改増」を全面的に推進して以降も、增值稅制にはなお改善の余地がある。中央經濟工作會議では、製造

業の増値税率引き下げを検討する方針が示された。現行の増値税率には5段階の17%、13%、11%、6%、3%の税率のほか、ゼロ税率と免税項目もある。多種類の税率設定は改革における各方面の利益をつり合わせるための過渡的措置であるが、税収の中立性原則に反し、徴税の難しさが増したことから、将来的に税率の種類をさらに減少・統一させていくのも今後の方向性の一つであろう。

企業の税負担について、増値税に変更した後、税率が上昇するものの、控除範囲の拡大または一部業種に対する経過措置の実施により、業界全体の税負担は税制変更前より増加させないという国務院の指示を実現した。ただし、具体的な企業に対する影響については、企業の収益、コスト構成などに基づき、判断する必要がある。

なお、新旧プロジェクトに対する二重基準は過渡期における増値税体系の複雑化が指摘されており、納税者の経営活動と消費者の消費選択に対して不平等な税負担が発生する可能性がある。政策には依然として不明確または実行困難な部分があるため、一部の補足文書も相次いで打ち出されてくると見込まれる。

企業にとっては、納税方式や業務作業方法の変更および納税管理の難点を早めに明確にし、政策動向を引き続きフォローしていく必要がある。

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 中国投資銀行部
中国調査室 孫元捷

稲垣清の経済・産業情報

日系企業の中国進出の現状

I. 商務部・日銀統計にみる落ち込み

昨今、中国経済の減速と日本の対中投資の減少が大きな話題となっている。対中投資の時代から、中国資本による日本企業の買収が主流、との指摘もある。

外国企業による中国投資の許認可政府機関である商務部の発表によると、2015年の中国の外資受け入れ（直接投資）は26,575件、実行額は1,262.7億米ドルであり、それぞれ前年比11.8%、6.4%増であった。確かに、2008年までの2割、3割増の時代からみれば、実行額の伸び率が大きく鈍っていることは確かである。

では、商務部統計にみる日系企業の対中投資の推移はどうか。2015年の日本企業による新規の対中投資額は32.1億ドル、前年比マイナス25.9%であり、2013年から連続3年マイナスとなっている。この結果、2015年における日本企業の対中投資のウエイト（地位）は、2014年の3.6%から2.5%に下がっている。

日本企業の対中投資の減少は、日本側の統計によっても確認できる。2014年までの統計であるが、日本銀行「国際収支統計」によれば、日本の対中投資は2012年ピークの1兆759億円に達したが、その後は減少の一途をたどり、2013年8,870億円、2014年は前年比22.8%減の6,927億円までに落ち込んでいる。非製造業の落ち込みより、製造業の伸びがより鈍化していることが特徴であり、2014年の場合には、製造業の対中投資が29.4%のマイナス（全体は22.8%）であった。生産基地としての中国が、人件費の高騰、景気減速あるいは為替メリットの喪失などにより、魅力を失いつつあることを示しているといえよう。

II. 『中国企業進出一覧』にみる地域別進出の特徴

2016年2月に出版された『21世紀中国総研編『中国進出企業一覧』（2016-2017年版、以下、『一覧』とする）は、日本の上場企業1,680社の中国国内における現地法人6,254社（事業所一合弁・合作・独資、香港を含む）を収録している。掲載社数は集計の方法が毎年異なることから、必ずしも、対中投資の推移を示す統計資料となっていない。しかし、進出企業の個別情報と業種別および地域別進出の傾向を分析できる。以下、最新版をもとに、日系企業の業種別内訳、進出企業本社の都道府県別内訳、および、対中進出地方別内訳などの特徴を分析してみる。

まず、進出上場企業1,680社の業種別内訳をみると、製造業が全体の60.3%（1,014社）を占めており、製造拠点としての、進出が中心となっていることが分かる。ちなみに、『一覧-2013-14年版』では1,712社中、製造業は59.2%であったことから、非製造業（サービス業）の進出が相対的に増えたともいえる。

1,680社の本社所在地別内訳では、東京都が全体の51.1%を占めているが、このウエイトは『一覧-2013-14年版』の51.3%とほとんど同じである。東京に次いで、大阪府（225社、13.4%）、愛知県（109社、6.5%）の順であり、都道府県別トップ10はこれまでと同じである。業種別と都道府県別のクロス統計はないが、愛知県が比較的多いのは、自動車関係企業・部品メーカーの進出が盛んなことを示している。

1,680社による投資進出拠点6,254の進出地域別拠点を示すと1表のとおりである。上海を中心とする華東地区への進出は5割以上を占める構造は、基本的に変化はない。かつ、華東地区のなかで上海が6割を占める地位も同じである。上海を含む華東地区は製造拠点でもあり、最近ではサービス・販売、設計拠点でもある。

華東地区に続くのが、広東を中心とした華南地区であり、そのシェアは15.5%である。しかし、広東省は2013-14年版資料から比較し、24件の減となっている。これは、必ずしも撤退だけを意味するものではないが、昨今の華南における人件費の高騰などをうけて、一部は撤退したものと推定される。人件費高騰も含め、昨今の

環境変化の中で、華南地区における製造業の今後の事業展開は、いま岐路にたっているといえよう。

西南地区における重慶の数値が注目される。最新版では61件が収録されているが、2013-14年版に比べ、13件の増加である。61件のうち、29件(47.5%)が輸送機器(自動車)であり、内陸重慶の自動車拠点としての発展がここに示されている。

【1表】日本企業の対中進出の地域別内訳			
	2013-14年版	2016-17年版	シェア
北京	468	436	
天津	288	288	
河北	54	56	
山西	5	4	
内蒙古	9	7	
華北計	824	791	12.6
遼寧	373	356	
吉林	40	37	
黒龍江	9	9	
東北計	426	402	6.4
上海	2,088	2,136	
江蘇	935	942	
浙江	285	280	
安徽	47	52	
福建	85	78	
江西	24	26	
華東計	3,464	3,514	56.2
山東	278	269	
河南	33	34	
湖北	78	93	
湖南	21	21	
華中計	410	417	6.7
広東	971	947	
広西	14	15	
海南	10	6	
華南計	995	968	15.5
重慶	48	61	
四川	56	58	
貴州	3	2	
雲南	8	5	
西南計	115	126	2.0
陝西	26	27	
寧夏	5	4	
新疆	5	5	
西北計	36	36	0.6
中国 計	6,270	6,254	100

注：地域別シェアは2016-17年版に基づくものである。

資料：21世紀中国総研編『中国進出一覧』（上場企業篇、2013-14年版、2016-17年版）

(本レポートの内容は個人の見解に基づいており、BTMUCの見解を示すものではありません。)

稲垣 清 三菱東京UFJ銀行(中国)顧問

1947年神奈川県生まれ。慶応義塾大学大学院終了後、三菱総合研究所、三菱UFJ証券(香港)産業調査アナリストを歴任。現在、三菱東京UFJ銀行(中国)顧問。著書に『中南海』(2015年、岩波新書)、『中国進出企業地図』(2011年、蒼蒼社)、『いまの中国』(2008年、中経出版)、『中国ニューリーダーWho's Who』(2002年、弘文堂)、『中国のしくみ』(2000年、中経出



BTMU の中国調査レポート(2016年3月)

- BTMU 中国月報第 122 号 (2016 年 3 月)
<http://www.bk.mufig.jp/report/inschimonth/116030101.pdf>
国際業務部
- 経済情報
中国・全人代の概要～改革実行に向け正念場を迎える新5ヵ年計画～
https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20160311_001.pdf
経済調査室
- 海外経済フラッシュ
G20財務相・中央銀行総裁会議:過度な金融緩和依存への限界を共有
https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20160301_001.pdf
経済調査室
- ニュースフォーカス (2016 年第 3 号)
2016-2017年度香港財政予算案
https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20160307_001.pdf
香港支店・業務開発室

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全て顧客御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大廈 4 階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214